

防整技第7366号
28. 4. 1

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局 施設技術管理官
(公 印 省 略)

自衛隊の共同溝の内空断面設計指針について（通知）

標記について、関連文書に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：防整技第7161号（28. 3. 31）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局施設管理課長

自衛隊の共同溝の内空断面設計指針

1 総 則

1. 1 目 的

この指針は、自衛隊の共同溝の内空断面の設計に必要な事項を定めることを目的とする。

1. 2 通 則

共同溝の内空断面の設計に当たっては、この指針の定めるところによる。

2 共同溝の定義

2. 1 共同溝の定義

この指針において、共同溝とは、電力ケーブル、通信ケーブル、給・排水管及び消火管等の複数の異なる用途の物件を収容する地下構造物をいう。

2. 2 共同溝内に収容する物件の制限

原則として、燃料（油、ガス等）、有毒ガス及び蒸気管等は、共同溝内に収容しないものとする。

3 共同溝方式の採用の条件

共同溝方式の整備は、以下の項目を検討するものとする。

(1) 収容物件の種類

(2) 収容物件の大きさ及び数量

(3) 既設舗装、道路等の掘返しが不可能または困難な区域など、場所による再掘削の制限の有無

(4) 維持管理上の利点

(5) 将来計画の有無

4 内空断面の決定条件

共同溝の内空断面の決定に当たっては、将来にわたって収容すべき物件の種類、寸法及び数量をはじめ、維持補修のための通路、照明及び排水施設等、直接共同溝に関係のあるものの寸法について考慮するとともに、収容物件相互の離隔距離、分岐管及び分岐溝の位置及び構造等についても配慮するものとする。

4. 1 内空断面の決定条件

内空断面は、以下の条件を考慮の上、決定するものとする。

(1) 直線部分

ア 幅

物件の収容必要幅、作業スペース、保安スペース及び資材搬出入スペース等

イ 高さ

物件の収容必要高さ、作業スペース及び保安器具取付けスペース等

(2) 分岐、曲がり及び交差部分

4. 1 (1) ア、イの他に、収容する物件の分岐及び屈曲、並びに
収納する物件交互の交差に必要なスペース

4. 2 物件の収容必要寸法

(1) 原則として、電力ケーブル及び制限ケーブル等は、ケーブルラック上に
布設するものとし、通信ケーブルは、ケーブル受金物を用いて布設するも
のとする。

なお、ケーブルの収容必要寸法は、以下の項目を検討することにより決
定するものとする。(付図-1、2参照)

ア 同一電圧種別のケーブル相互の離隔

原則としてケーブル外径以上離隔するものとする。

イ 異なる電圧種別のケーブル相互の離隔

(a) 高圧又は低圧ケーブルと通信ケーブル等とは30cm以上、特別高圧
ケーブルと通信ケーブル及び制御ケーブルとは60cm以上離隔するも
のとする。

(b) 高圧ケーブルと低圧ケーブル、または低圧もしくは高圧ケーブルと
特別高圧ケーブルとは30cm以上離隔するものとする。

ウ 電力ケーブル、制御ケーブル及び通信ケーブル等と給水管等との離隔
電力ケーブル、制御ケーブル及び通信ケーブル等(以下「ケーブル」
という。)と給水管等とは、30cm以上離隔するものとする。

エ ケーブルラックの幅及びケーブル受金物の長さ

(a) ケーブルラックの幅は、50cm以下を標準とする。

(b) ケーブル受金物の長さは、50cm(5条掛)以下を標準とする。

オ ケーブルラックの上下の離隔

ケーブルラックの上下の離隔間隔は、30cm以上を標準とする。

なお、ケーブルを最下段又は最上段に布設する場合、下床版上面又は
上床版下面からケーブルラック又はケーブル受金物上面までの離隔間隔
も同様とする。

カ ケーブル受金物の上下の離隔

ケーブル受金物の上下の離隔間隔は、20cm以上を標準とする。

なお、ケーブルを最下段又は最上段に布設する場合、下床版上面又は
上床版下面からの離隔間隔は、25cm以上を標準とする。

(2) 給水管等の収容必要寸法

ア 相互の離隔

配管工事の施工必要寸法以上離隔するものとする。

イ 配管支持金物の上下の離隔

配管支持金物の離隔間隔は、30cm以上を標準とする。

4. 3 作業スペース等

(1) 通路幅

通路としての必要幅を確保するため、以下の項目の検討を行うものとするが、通路幅は、75cm以上を標準とする。

ア 人体の動作空間（工具等の使用を考慮した空間）

イ 作業資材の搬入、搬出等に必要な空間（必要な場合には、台車等の通行を考慮した空間）

ウ 作業中の保安空間

エ 作業中の火災発生時等に非難通路として使用する場合に必要な空間

オ 共同溝の規模（距離、収容物の量、収容物件の配置状況（片側又は両側）等）

(2) 共同溝の内空高さ

内空高さは、以下の項目を考慮の上、決定するものとする。（付図－3参照）

ア 通路として必要な空間（保安装備（保安帽及び保安靴等を着用）した作業員が直立して歩行できることを考慮した空間）

イ 保安用器具（照明器具、換気装置等）を取り付ける場合に必要な空間

ウ 歩床部分のコンクリート厚（必要な場合）

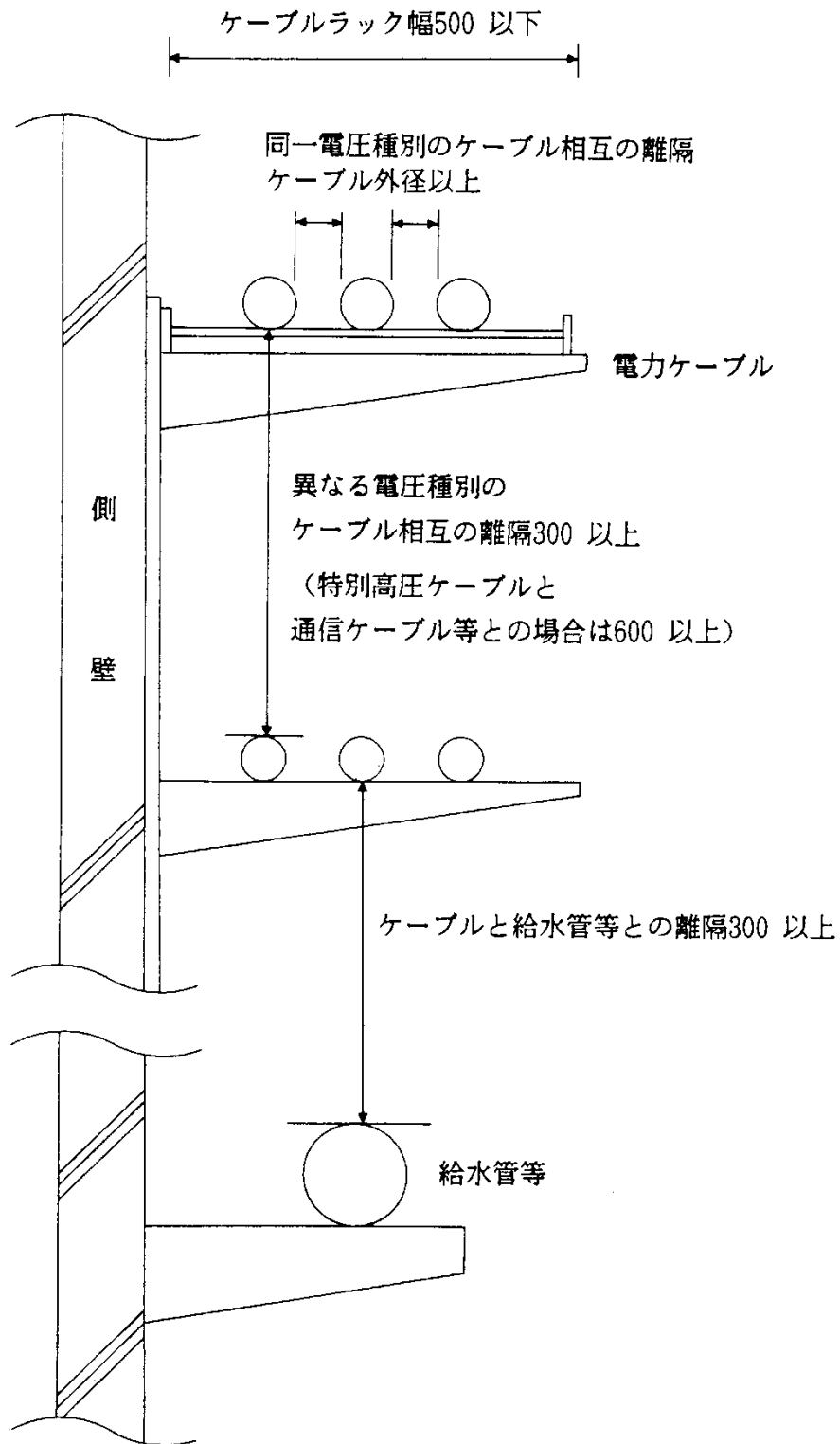
エ 共同溝の規模（距離、収容物の量等）

(3) 将来の予備スペース

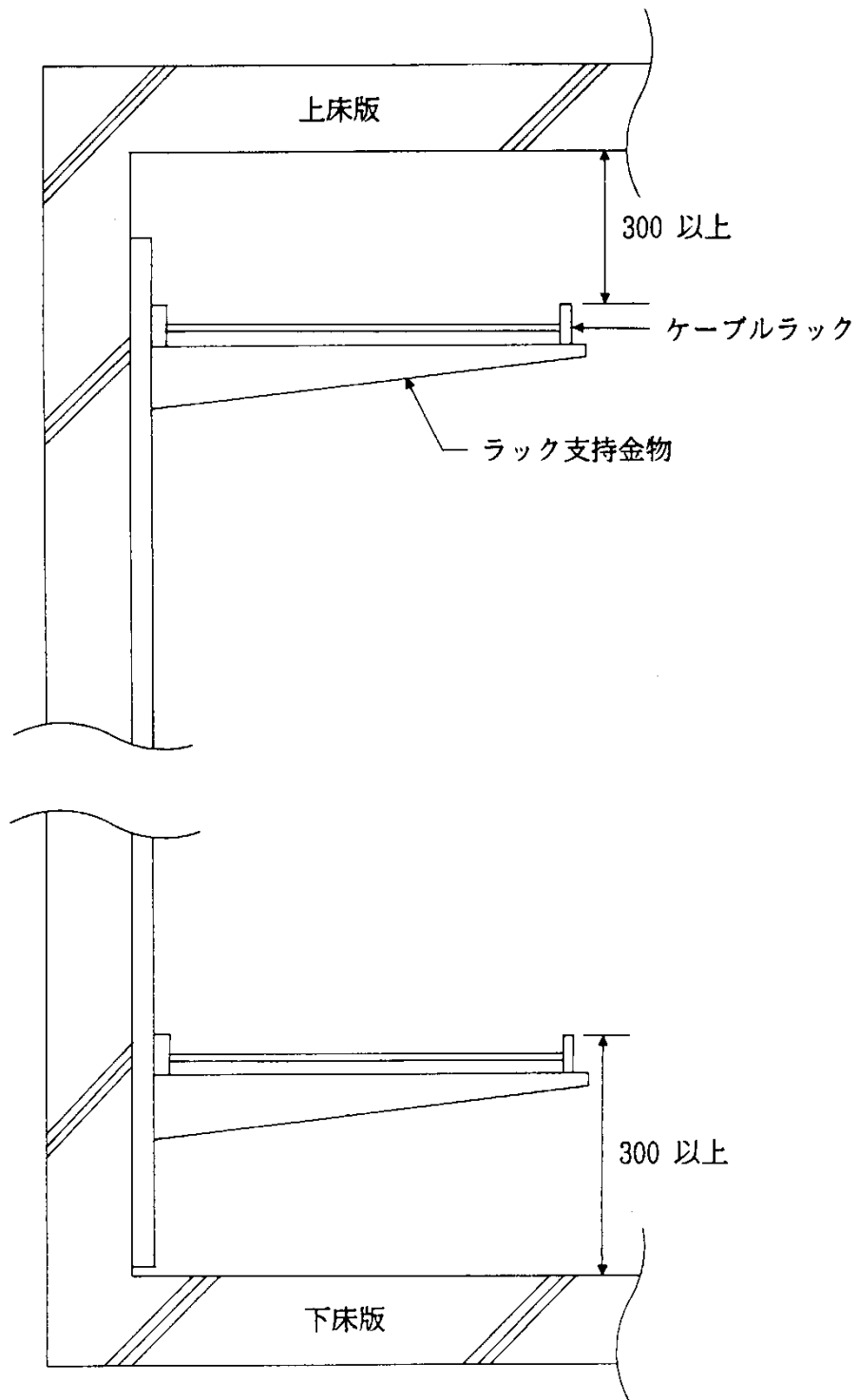
将来における物件の増設等を考慮し、原則としてラック等一段分以上の空間を、予備スペースとして確保するものとする。

5 雑 則

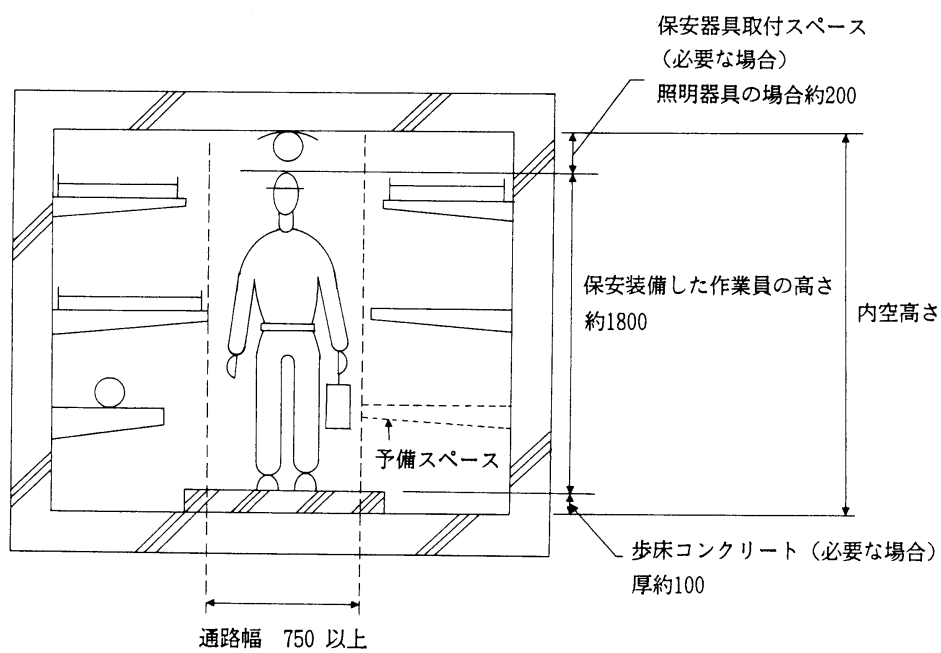
特別な事情等により、この指針により難しい場合は、別途調整のうえ設計するものとする。



ケーブル相互及び給水管等との離隔参考図 (単位mm)



ケーブルラック等と上下床版との離隔参考図 (単位mm)



通路幅及び内空高さの標準図 (単位mm)